

新型コロナワクチン
小児接種（5歳～11歳）のお知らせ

玉名郡市広域共同接種事業
玉名市 長洲町 南関町 和水町 玉東町

●小児接種（5歳～11歳）の概要

- 対象者 玉名郡市に住民登録のある5歳以上11歳以下の人
- 接種回数・接種間隔 3週間の間隔をあけて2回接種
- 接種費用 無料（公費負担） ■他の予防接種との間隔 2週間以上の間隔が必要
- 接種期間 令和4年3月～令和4年9月30日
- 使用するワクチン ファイザー社製コミナティ筋注 5～11歳の小児用のワクチン
※12歳以上に用いる大人用ワクチンは、用法・容量が異なる別の種類のワクチンです。

■11歳の人への注意事項

- ① 1回目小児用ワクチンを接種し、2回目の前に12歳の誕生日を迎えた人は、2回目も小児用ワクチンを接種することになります。
- ② 「11歳の間に小児用ワクチン2回接種」または「12歳になってから大人用ワクチン2回接種」を行うかについてご確認ください。

■接種場所

- 【個別接種】 浦田医院、前田小児科医院、ひらしま小児科医院、大磯耳鼻咽喉科医院、もみの木こどもクリニック（玉名市）、有明成仁病院（長洲町）、安成医院（玉東町）
- 【集団接種】 くまもと県北病院（玉名市）

■特に接種をお勧めする人

- 慢性呼吸器疾患、先天性心疾患など重症化リスクの高い基礎疾患を有する人。
- 接種にあたっては、かかりつけ医などによくご相談ください。
- ※日本小児科学会では、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い疾患の一覧表を公表しています。
日本小児科学会「新型コロナウイルス関連情報」ホームページをご覧ください。

■接種を受ける際の同意

- 5歳から11歳の接種は、保護者の同意による予診票への署名がなければ接種は受けられません。
- また、接種会場へは、保護者の同伴が必須となり、同伴できない場合は、委任状が必要です。
- 周りの人に接種を強制したり、接種していない人に対して差別的な対応をしたりすることのないようお願いいたします。

ワクチン接種当日に持っていくもの

- ☐接種券 ☐母子手帳 ☐本人確認書類（医療保険証など）
- ☐予診票（事前に記入をお願いします） ☐お薬手帳（お持ちの人）

※ 予約は、小児接種専用コールセンターのこちらへ

玉名郡市新型コロナワクチンコールセンター

電話予約：0120-370-272

ネット予約 <https://vaccine-yoyaku.jp/tamana5-11/>

FAX：096・328・5860 受付時間：午前9時から午後8時まで

（聴覚障がいのある人） 月曜～土曜（日曜、祝日除く）

接種可能な医療機関については、和水町ホームページに掲載していますのでご覧ください。



町内医療機関で新型コロナワクチン接種を実施しています

和水町では、新型コロナウイルス感染症の発症と重症化の予防及びまん延防止を図るため、3月9日頃から町内の医療機関において個別接種を実施しています。

接種を希望される場合は「事前予約」が必要になりますので、送付された接種券記載の「券番号10桁」及び「生年月日」により、次のいずれかで予約をお願いします（接種費用無料）。

【接種可能医療機関】

番号	医療機関名	住 所	電話番号	ワクチン （ファイザー）	ワクチン （モデルナ）
1	和 水 町 立 病 院	和水町江田4040	0968・86・3105	○	－
2	和 水 ク リ ニ ッ ク	和水町原口729-1	0968・86・6001	○	－
3	森の里クリニック	和水町大田黒699	0968・34・2800	○	－

※状況により、取り扱いワクチンが変更になる場合があります。

【予約の手段】

手 段	アクセス方法	特記事項
和水町ワクチン接種 コールセンター 午前9時～午後5時 （土日祝日除く）	0120・096・959 （フリーダイヤル）	電話の相手方に、次の内容を伝える ・接種券番号（10桁） ・生年月日 ・連絡先（電話番号） ・接種を希望する日 ・希望する医療機関名
お薦め 和水町公式LINE	 QRコード読み込み	・24時間対応で、いつでも予約が可能 ・予約の空き状況などが画面上で一目瞭然 ・LINEを通して、和水町からのワクチン関連情報 を受け取ることができる
WEB	 QRコード読み込み	・24時間対応で、いつでも予約可能 ・予約の空き状況等が画面上で一目瞭然 和水町コロナワクチン接種予約システム 検索

※医療機関ごとの接種可能日時については、LINE・WEBの予約画面もしくは和水町ホームページで確認してください（それぞれのワクチンの数量には限りがあります。ご了承ください）。

※各医療機関への問い合わせは、通常診療の妨げになりますので遠慮ください（ただし、接種当日のキャンセルは各医療機関へ連絡してください）。

※ワクチン接種は「任意」です。感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持ったうえで、本人の意思に基づき接種を判断いただきますようお願いいたします。

■和水町に転入された人の3回目接種券の発行申請について

他自治体で2回目接種した後に和水町へ転入した場合は、新たな接種券を発行するために申請が必要です。該当する人で、3回目の接種を希望する人は保健子ども課保健予防係（☎0968・86・5730）までお問い合わせください。